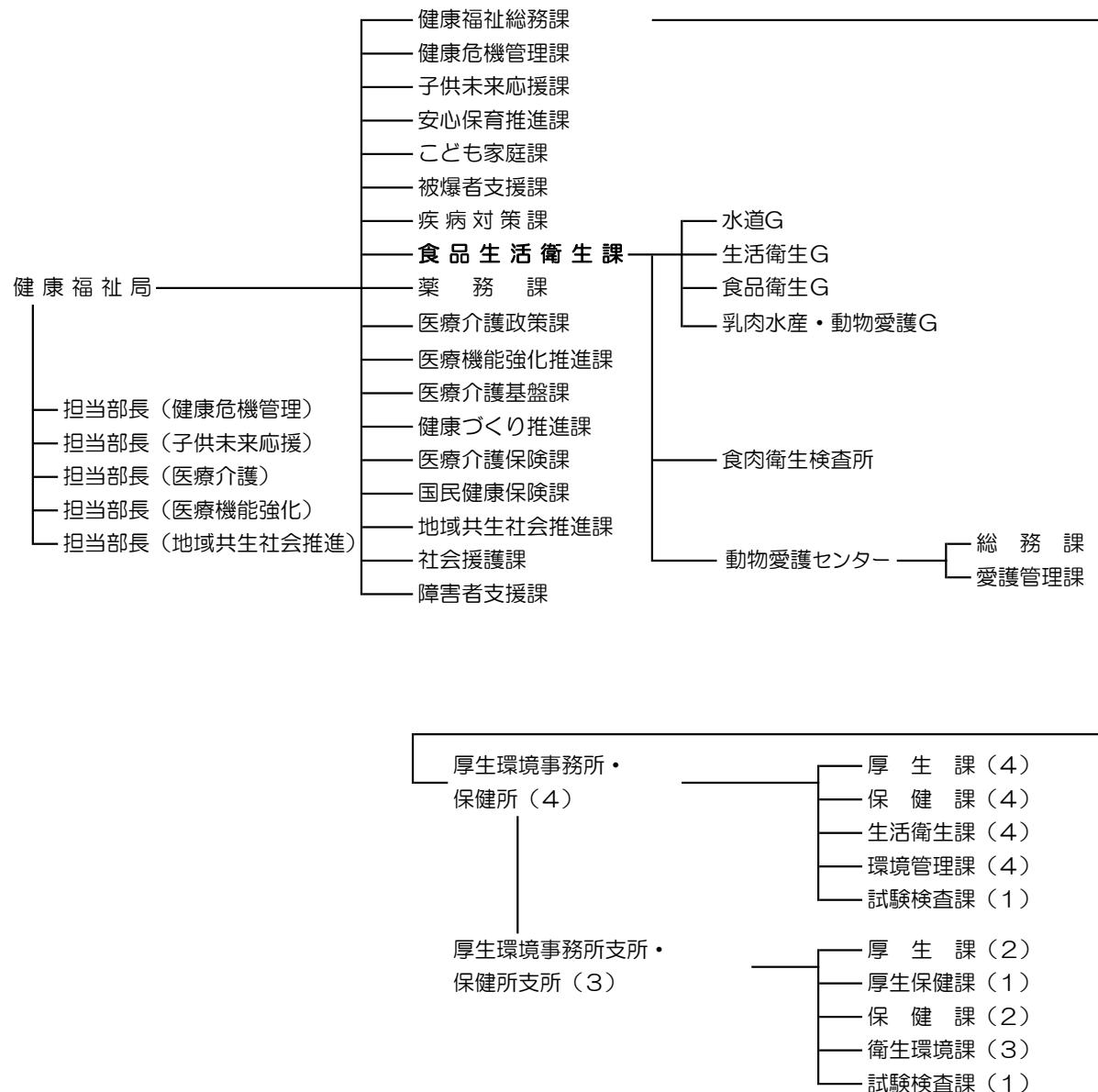


V 令和7年度行政組織・主要事業等

1 行政組織

(令和7年4月1日現在)

広島県庁 〒730-8511 広島市中区基町10番52号
電話(082)228-2111(代表)



2 食品生活衛生課現員

(令和7年4月1日現在)

区分	事務職員	技術職員	再任用職員(短時間)	会計年度職員	計
現員	4	16	1	4	25

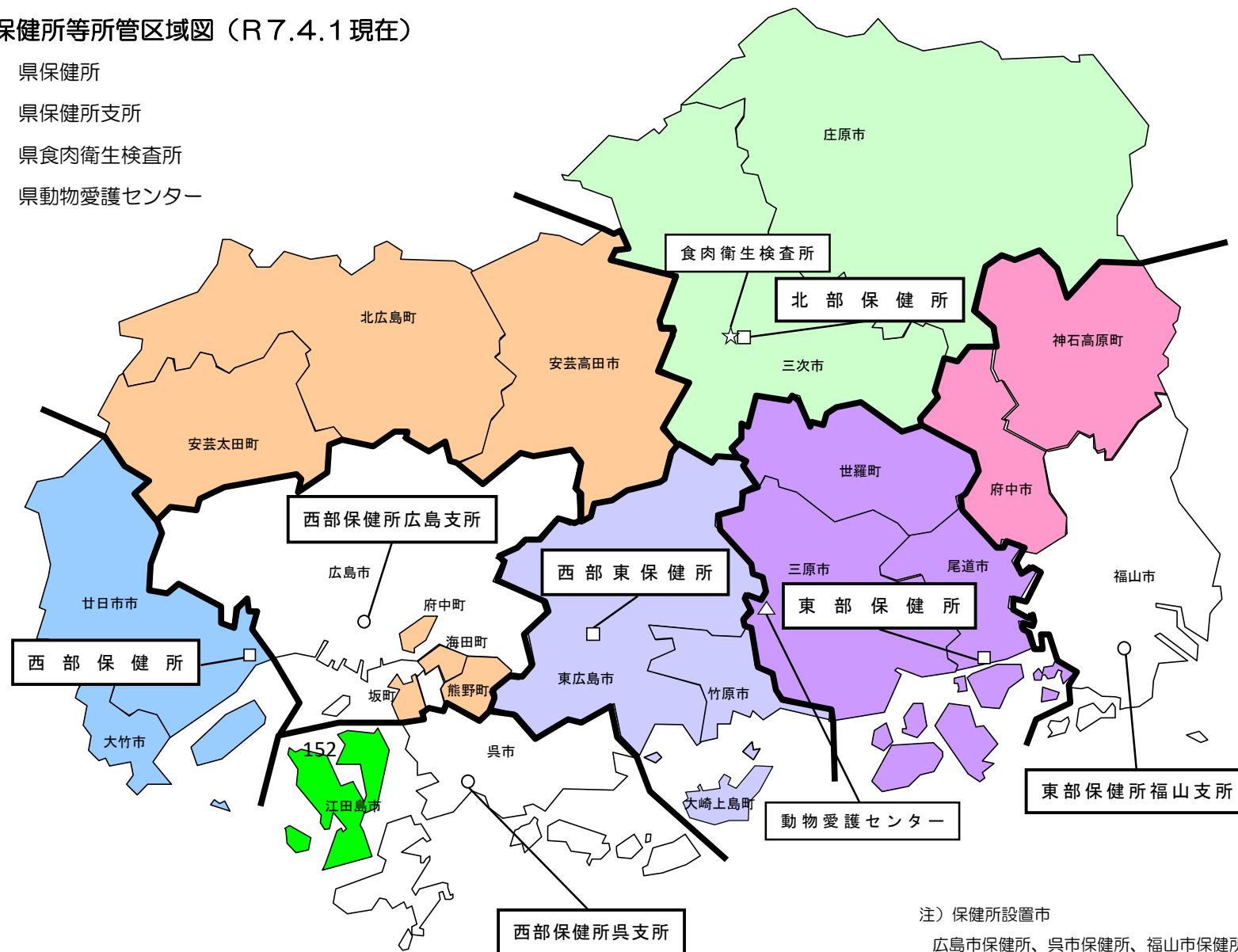
3 関係地方機関一覧

(令和7年4月1日現在)

機 関 名	所 在 地	電話番号
西部厚生環境事務所 西部保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	(0829) 32-1181
広島支所	〒730-0011 広島市中区基町10-52	(082) 228-2111
呉支所	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	(0823) 22-5400
西部東厚生環境事務所 西部東保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	(082) 422-6911
東部厚生環境事務所 東部保健所	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	(0848) 25-2011
福山支所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	(084) 921-1311
北部厚生環境事務所 北部保健所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	(0824) 63-5181
食肉衛生検査所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	(0824) 63-1305
動物愛護センター	〒729-0415 三原市本郷町上北方字用倉山11352	(0848) 60-8511

4 県保健所等所管区域図（R 7.4.1 現在）

- 県保健所
- 県保健所支所
- ☆ 県食肉衛生検査所
- △ 県動物愛護センター



5 現況と施策の方向

(1) 水道整備対策事業

水道は、県民の日常生活を支え、その健康を守るという、欠くことのできない重要な役割を担っている。

本県における水道普及率は、令和5年度末95.4%で、全国平均の98.2%に比べ2.8ポイント下回っている。水道未普及地域は、中山間地域が多いなどの地理的条件の制約に加え、水源確保や厳しい財政状況等の課題を抱えている。

県としては、安全で安定した水道水の供給を確保することを基本として、水道普及率の向上と飲料水の安全性の確保に努める。

水道施設整備の促進に当たっては、国庫補助制度を活用した未普及地域解消事業、水道施設の統合再編事業及び水道用水供給事業からの受水体制の整備を指導し、水道の普及や広域化の促進を図る。

また、水道事業の基盤を強化するため、水道事業推進会議で市町等と広域連携を検討した。令和5年度から広島県水道広域連合企業団としての事業が開始された。

平成18年の県営水道送水トンネル崩落事故、平成30年7月豪雨の教訓などから、水道施設の耐震化や緊急時給水拠点の整備など、渇水や地震などの災害に強い水道施設の整備促進を図るとともに、危機管理体制の充実、強化に努める。

また、飲料水の安全性の確保に当たっては、水道施設等の立入検査を実施して施設管理等について監視・指導を行うとともに、「広島県水道水質管理計画」に基づく円滑な水質管理を指導する。

(2) 生活衛生対策事業

県民の日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生的環境を確保するため、科学的監視指導体制を強化するとともに、（公財）広島県生活衛生営業指導センターを通じて生活衛生関係営業者の経営の健全化を促進し、併せて、消費者・利用者の擁護に努める。

公衆浴場は住民の保健衛生上欠くことのできない施設であるため、設備改善資金などの助成を行うことにより、経営の安定化と公衆浴場の確保に努める。

(3) 食品衛生対策事業

食品の製造加工技術の高度化、多様化、国際化が進む中で、食品衛生対策は、ますますその重要性を増している。

腸管出血性大腸菌O157等による食中毒など、食品による危害を未然に防止するため、食品関係営業施設の監視指導の強化や、食品等の収去検査による不良食品の排除に努めるとともに、食品関係営業者や消費者に対する注意喚起及び講習会等の開催やマスメディアを介しての食品衛生意識の普及・啓発を行う。

また、安全な食品を安心して食べることができる社会の実現を目指し、令和3年3月に改正された「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン（令和3年度～7年度）」に基づき、生産者、事業者、消費者及び行政が、主体的に役割を果たしながら互いに協働して、食品の安全・安心確保対策に取り組む。

(4) 乳肉衛生対策事業

乳・乳製品及び食肉とその加工品による危害防止のため、監視指導及び収去検査の徹底を図るとともに、抗菌性物質、残留農薬等の有害物質による汚染状況を把握し、食品衛生上の安全性の確保に努める。

また、厳密な食鳥検査を実施し、食鳥肉の安全確保に努める。

平成26年11月の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（以下、本指針という）の通知を受け、保健所を通じた飲食店等への指導に加え、市町及び狩猟者に対して本指針の周知に努める。

(5) 水産衛生対策事業

水産食品による食中毒等の危害防止のため、監視指導及び収去検査の強化を図るとともに、魚介類の重金属、TBT（トリプチルスズ）及びTPT（トリフェニルスズ）化合物、有機塩素系物質の検査、魚類への薬剤残留検査を実施し、食品衛生上の安全性の確保に努める。

(6) 動物愛護対策事業

動物愛護精神の普及啓発、動物による人身等への危害防止、危険な動物（特定動物）の飼養許可指導等を行い、住みよい生活環境づくりを図る。

また、狂犬病の発生予防の啓発及び犬の登録、狂犬病予防注射の実施率向上に関する助言を市町に行うとともに、野犬の保護に努める。

6 事業の体系

食品生活衛生課

